

【次世代住宅ポイント対象住宅証明書審査申請に必要な図書】

下表の図書を2部（正・副）提出してください。

適用する住宅性能	必要な申請図書
共通	<ul style="list-style-type: none"> ・次世代住宅ポイント対象住宅証明依頼書 ・委任状（代理者が申請手続きを行う場合） ・設計内容説明書 （評価書等を活用する場合は、省略することができます。） ・付近見取り図 ・配置図
省エネルギー性	<ul style="list-style-type: none"> ・断熱性能等級4を満たす根拠となる資料： 平面図、立面図、矩計図、開口部リスト、外皮計算書、外皮面積根拠等 ・一次エネルギー消費量等級4以上を満たす根拠となる資料 平面図、立面図、矩計図、開口部リスト、仕様書、設置する設備機器等が明示された図書、外皮計算書、外皮面積根拠、主たる居室などの床面積根拠、省エネ性能判定プログラム出力表等
耐久性・可変性	<ul style="list-style-type: none"> ・劣化対策等級3を満たす根拠となる資料： 平面図、立面図、矩計図、伏図、仕様書等 ・維持管理対策等級（専用配管）2以上を満たす根拠となる資料： 平面図、矩計図、基礎伏図、仕様書・設備図等 ・共同住宅等の場合は、 維持管理対策等級（共用配管）2以上を満たす根拠となる資料： 躯体天井高2.5m以上、住戸専用部に構造躯体の柱等がないことがわかる資料：構造図等
耐震性 免震建築物	<ul style="list-style-type: none"> ・耐震等級2以上を満たす根拠となる資料： 平面図、立面図、矩計図、伏図、仕様書、計算書等 ・免震建築物であることを満たす根拠となる資料： 平面図、立面図、矩計図、構造図、構造計算書等、 免震建築物の維持管理に関する資料等
バリアフリー性	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者配慮対策等級（専用部分）3以上を満たす根拠となる資料： 平面図、立面図、矩計図、詳細図・仕様書等 ・共同住宅等の場合は、 高齢者配慮対策等級（共用部分）3以上を満たす根拠となる資料： 平面図、立面図、矩計図、階段詳細図・仕様書等

- 現場検査はありません。
- 評価書や認証書等を活用する場合は、上記図書の一部を省略できる場合があります。